

香川県内場池土地改良区定款

昭和 26 年 6 月 12 日制定

昭和 29 年 5 月 27 日総代会議決

昭和 32 年 5 月 27 日総代会議決

昭和 36 年 5 月 24 日総代会議決

昭和 38 年 5 月 30 日総代会議決

昭和 39 年 4 月 30 日総代会議決

昭和 41 年 3 月 27 日総代会議決

昭和 44 年 3 月 29 日総代会議決

昭和 45 年 3 月 30 日総代会議決

昭和 49 年 3 月 15 日総代会議決

昭和 50 年 5 月 30 日総代会議決

昭和 52 年 3 月 25 日総代会議決

昭和 59 年 3 月 24 日総代会議決

昭和 61 年 3 月 22 日総代会議決

平成 2 年 3 月 24 日総代会議決

平成 5 年 3 月 20 日総代会議決

平成 8 年 3 月 23 日総代会議決

平成 13 年 3 月 17 日総代会議決

平成 23 年 3 月 19 日総代会議決

平成 30 年 3 月 17 日総代会議決

令和 2 年 3 月 14 日総代会議決

令和 5 年 3 月 18 日総代会議決

令和 7 年 3 月 15 日総代会議決

令和 8 年 3 月 21 日総代会議決

昭和 29 年 8 月 5 日認可

昭和 32 年 7 月 15 日認可

昭和 36 年 7 月 17 日認可

昭和 38 年 7 月 17 日認可

昭和 39 年 10 月 3 日認可

昭和 41 年 9 月 3 日認可

昭和 44 年 7 月 9 日認可

昭和 46 年 1 月 22 日認可

昭和 49 年 7 月 27 日認可

昭和 50 年 11 月 8 日認可

昭和 52 年 5 月 9 日認可

昭和 59 年 5 月 2 日認可

昭和 61 年 5 月 15 日認可

平成 2 年 5 月 15 日認可

平成 8 年 2 月 27 日認可

平成 8 年 4 月 15 日認可

平成 13 年 5 月 15 日認可

平成 23 年 6 月 21 日認可

令和 3 年 5 月 21 日認可

令和 3 年 5 月 21 日認可

令和 5 年 3 月 24 日認可

令和 7 年 5 月 13 日認可

令和 8 年 4 月 9 日認可

第1章 総 則

（目的）

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第2条 この土地改良区は、香川県内場池土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、香川県土改第16号である。

（地区）

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

	取 入 口	関 係 幹 線	関 係 市 町
西 岸	関 堰	上 流 幹 線 池 西 幹 線	高松市塩江町安原下第3号、香川町安原下第3号、香南町横井・池内・西庄・岡・由佐、綾歌郡綾川町畑田・千疋
	一の井堰	一の井幹線 本津幹線 弦打幹線 中央幹線	高松市香南町岡・由佐・横井・吉光、川部町、岡本町、円座町、成合町、西山崎町、檀紙町、御厩町、中間町、飯田町、鶴市町、郷東町、鬼無町鬼無・藤井・佐藤・佐料・是竹、香西東町、香西南町、香西本町
東 岸	芦 脇 堰	芦 脇 幹 線	高松市香川町安原下第3号・川東上・川東下・川内原・浅野・大野・寺井
	新 井 堰	東 部 幹 線 太 田 幹 線 野田池幹線 一 宮 幹 線 鶴 尾 幹 線	高松市三谷町、上林町、仏生山町甲・乙、一宮町、寺井町、成合町、鹿角町、三名町、多肥上町、多肥下町、出作町、伏石町、今里町、太田上町、太田下町、松縄町、上福岡町、観光町、三条町、上天神町、田村町、勅使町、西春日町、松並町、紙町、西ハゼ町

（事業）

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画並びにこれ等にかかわる末端事業、定款、規約、管理規程及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- （1）内場池並びに香東川水系から引水する、かんがい排水施設の新設、改良
- （2）前号以外の地区内におけるかんがい排水施設、改良
- （3）第1号の施設に係る用水及び香川用水の配分統制並びに使用配分の管理
- （4）第1号第2号の施設の維持管理に必要な農道の新設、改良

2 前項の事業が完成した後は、当該施設の維持管理。

3 この土地改良区は、国営及び県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

4 この土地改良区は、第1項第1号、第2号、第4号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

（事務所の所在地）

第5条 この土地改良区の事務所は、香川県高松市香川町川東下494番地に置く。

（公告の方法）

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場にする。ただし必要があると認めるときは、この土地改良区の地域の属する市町及びその関係機関の事務所の掲示場に掲示する。

第2章 会 議

（総代会）

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）

第8条 総代の定数は、67人とする。

（総代の選挙）

第9条 総代は、組合員が総代会外においてこれを選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、付属書総代選挙規程で定める。

（総代の任期）

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

（総代の失職）

第11条 総代がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

ただし、組合員である総代が独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年6月6日法律第39号）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第42条第1項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選挙権を失ったときは、当該総代は、その任期の残任期間において、組合員でない総代となることができる。

（通常総代会の時期）

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

（組合員の請求による会議招集）

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

（議決方法の特例等）

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の作成及び変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、維持管理計画並びに頭首工管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止、合併、解散、組織変更その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）

第16条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

（役員の定数）

第17条 この土地改良区の役員定数は、理事20人及び監事4人とする。

2 第1項の理事定数のうち、2人は、組合員でない者、監事定数のうち、1人は、法第18条第7項各号の全てに該当する者とする。

3 第2項の理事においては、女性とする。

（役員の選挙）

第18条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、付属書役員選挙規程で定める。

（理事長及び常任理事）

第19条 理事は、理事長1人、常任理事3人を互選するものとする。

第20条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 常任理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

（事務の決定）

第21条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。

ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員の任期等）

第23条 役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、法第29条の3第1項及び法第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選挙が、役員全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

（役員の失職）

第24条 理事又は監事がその被選挙権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年6月6日法律第39号）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第42条第1項に規定する経営移譲をしたことにより、その被選挙権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員となることができる。

第4章 経費の分担

（経費分担の基準）

第25条 第4条第1項第1号、第3号及び第2項の事業並びに土地改良区の運営に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、地区内にある田及びこれに準ずる畑につき地積割に賦課する。

2 各幹線水路維持管理に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、組合員に対し、田及びこれに準ずる畑につき地積割又は受益割により賦課する。

3 第4条第1項にかかわる末端事業の経費に充てるための賦課金は、当該事業にかかわる受益区域に対し、予算の定めるところにより地積割又は受益割により賦課する。

（負担金及び分担金）

第26条 この土地改良区は、法第90条及び法第91条の規定に基づき国営及び県営土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、当該事業の受益地につき概ね2分の1相当額を地積割に賦課する。

（賦課徴収の方法）

第27条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役の履行）

第28条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

3 第25条又は第26条の規定により、賦課金又は夫役現品の賦課を受けたものは、その賦課の算定に異議があるときは、その賦課を受けた日の翌日から30日以内に土地改良区に対して書面により異議を申立てすることができる。

（特別徴収金）

第29条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の2の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第30条 この土地改良区は、法第90条の2及び法第91条の2の規定に基づき、国営及び県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）

第31条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

（過怠金）

第32条 第25条、第26条、第28条、第29条又は第30条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金4銭の延滞金並びに督促状を發した場合には督促手数料200円を過怠金として徴収する。

2 前項の滞納金又は過怠金を市町が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事長の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雑 則

（常任理事、事務局及び委員会）

第33条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として事務局を置く。

2 この土地改良区の業務運営を敏速にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として常任理事会を置く。

3 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

4 理事会は、3項に規定する各委員会ごとに担当理事を定める。

（加入金）

第34条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2 前項の加入金の額は、1㎡につき、この土地改良区設立より当該年度までに賦課された金額の範囲内において総代会の議決により定める。

（基本財産）

第35条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

（財産の分配の制限）

第36条 この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

（残余財産の帰属者）

第37条 この土地改良区が解散（合併による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う認可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

- 2 前項の理事会の議決により残余財産を帰属させる者を選定しようとするときは、あらかじめその者の承諾を得ておかなければならない。

（事業年度）

第38条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（電磁的方法）

第39条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付又はその他の行為に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

- 2 この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

（委任）

第40条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

附 則

- 1 この定款は、認可の日（昭和41年9月3日）から施行する。
- 2 この定款の一部変更は、昭和43年3月3日総代会議決する。
- 3 この定款の一部変更は、認可の日（昭和44年7月9日）から施行する。
- 4 この定款の一部変更は、認可の日（昭和46年1月22日）から施行する。
- 5 この定款の一部変更は、認可の日（昭和49年7月27日）から施行する。
- 6 この定款の一部変更は、認可の日（昭和50年11月8日）から施行する。
- 7 この定款の一部変更は、認可の日（昭和52年5月9日）から施行する。
- 8 この定款の一部変更は、認可の日（昭和59年6月2日）から施行する。
- 9 この定款の一部変更は、認可の日（昭和61年5月15日）から施行する。
- 10 この定款の一部変更は、認可の日（平成2年5月17日）から施行する。
- 11 この定款の一部変更は、認可の日（平成8年2月27日）から施行する。
- 12 この定款の一部変更は、認可の日（平成8年4月15日）から施行する。
- 13 この定款の一部変更は、認可の日（平成23年6月21日）から施行する。
- 14 区域に市町名を明記する。（平成26年4月1日）
- 15 この定款は、認可の日（令和3年5月21日）から施行する。
- 16 土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号）の経過措置を準用する。
- 17 総代選挙については、令和5年5月22日任期までの間、従前の例による。
- 18 この定款の一部変更は、認可の日（令和5年3月24日）から施行する。
- 19 この定款の一部変更は、認可の日（令和7年5月13日）から施行する。

- 20 定款変更により増加した役員の定数については、令和9年5月31日任期までの間、従前の例による。
- 21 この定款の一部変更は、認可の日（令和8年4月9日）から施行する。
- 22 総代の定数については、令和9年5月22日任期までの間、従前の例による。